

○井神議長 通告2番目、3番、玉田隆紀議員、一問一答方式で質問願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 おはようございます。

3番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を行います。今回は、企業誘致について2点、不登校対策について2点、空き地の雑草等の除去について3点、一般質問をいたします。

まず、1番目の企業誘致についてですが、先月、5月に建設常任委員会行政視察に北海道の千歳市に企業誘致について視察を行ってまいりました。千歳市では、ホトニクスバレープロジェクトを展開、このプロジェクトは、千歳科学技術大学を中心として、産学官の連携強化を図りながら、光技術をキーテクノロジーとする研究開発拠点とし、新産業の創出と育成を推進するプロジェクトであります。いわゆる、大学とそして企業とそこに行政が加わりながら、新たな開発を手助けしていくというプロジェクトであります。

ここで開発された製品を参加している企業が販売することなどのプロジェクトを創設、また企業が工場等の新設に際し、市が2億円の助成制度、増設時にはさらに1億円、2回目の増設にも1億円、最高で4億円もの助成制度が創設されるなど、企業誘致に向けた取り組みをなされておりました。

現在、岩出市内において、道路整備が進められる中、京奈和自動車道も岩出インターチェンジが完成し、さらに住みよい環境が進むとともに、企業にとって重要要件である交通網が発展している岩出市にとって、さらなる市政発展や健全財政を維持するためにも、企業誘致などの政策が必要だと考えることから、1点目に企業誘致の考えについて、お聞きします。

2点目に、今後の展望や政策の考えについてお聞きいたします。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

玉田議員のご質問、企業誘致について、一括してお答えをいたします。

本市における企業誘致につきましては、近年では、市で誘致し、企業用地造成を行った株式会社シンワのほか、株式会社尾高工作所、株式会社ニッコク、株式会社赤井工作所、藤本食品株式会社では、工場設置奨励金の交付、また、株式会社渡辺産業岩出新倉庫に関連する道路インフラ整備など、積極的な支援を行ってきたところであります。

本市の交通情勢は、京奈和自動車道、府県間道路泉佐野岩出線、市道根来安上線の整備に伴い、交通アクセスが飛躍的によくなりました。このことにより、京奈和自動車道岩出根来インターチェンジ周辺へ企業の立地を進めていきたいと考えており、地域の活性化や経済の向上のため、県との情報交換を密にしながら、積極的に取り組んでまいります。

さらに、今までの支援策に加えて、地域再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備事業を活用するなど、新たな施策も取り入れながら、優良企業の本市への進出をサポートしてまいります。現在は、市で用地取得、造成を行う形態での企業誘致は実施しておりませんが、新たに市内へ進出を希望する企業からの申し出があった場合には、速やかに対応できる体制をとっており、現在も企業からの進出意向があり、協議を進めているところであります。

現状として、岩出市全体での土地利用状況を考えますと、製造業等の立地に適した一団の土地を探すのは困難な状況となっていることから、沿道地域での商業施設の誘致についても力を入れているところであります。

○井神議長 再質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

○玉田議員 2番目の不登校対策について、2点質問いたします。

不登校とは何らかの心理的、情緒的あるいは社会的要因などの背景により子供が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあることをいいますが、不登校の理由にはさまざまな分類があります。

学校生活上の影響、遊びや非行、無気力、不安定などの情緒的混乱、意図的な拒否、複合、その他などがありますが、最近では、起立性調節障害の病気が原因で、朝が起きれなくなり、不登校になっていることがわかってきたそうです。起立性調節障害の症状はさまざまで、朝起きれない、立ちくらみがする、全身倦怠感、食欲不振、失神発作、動悸、頭痛などがあるそうです。また、起立性調節障害は、思春期で最も起こりやすい疾患だそうですが、正しい治療を行えば、症状が改善され、学校にも楽しく登校ができるそうです。

そこでお聞きいたします。1点目、岩出市において不登校の現状と対策について、2点目、起立性調節障害による不登校の現状と、このような病気などが原因で不登校になる場合などの情報提供について、お聞きいたします。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 おはようございます。

玉田議員ご質問の2番目の1点目、不登校の現状と対策はについてお答えいたします。

平成26年度の不登校出現率ですが、小学校では、県0.53%に対し、岩出市は0.15%、中学校では、県3.45%に対し、岩出市は3.18%となっており、県の不登校の状況に比べ、本市では比較的低い数値となっております。

なお、平成27年度の県の集計はまだ出ていませんが、本市の状況は、小学校で0.12%、中学校で3.58%となっております。

次に、対策につきましては、何よりも未然防止と早期発見が重要であります。まず、未然防止につきましては、本年度の岩出市学校教育の指導方針と重点の中に学級づくり、仲間づくりを重点目標の1つとして掲げ、子供同士の人間関係、教師と子供との人間関係をよりよいものとし、互いを思いやる心の醸成に努めているところであります。その前提のもと、自分も他人も大切にされ、学校に自分の居場所が確保されていることが重要であると考えています。

また、各学校では、市教育委員会作成の不登校改善の実践事例集や県教育委員会作成の不登校を生まない集団づくり等の研修資料を活用し、不登校の未然防止、早期発見等に関する研修を行っております。

不登校になった場合の対応としては、学校では、毎月5日以上欠席の児童生徒の欠席状況や家庭の様子などを把握し、早期の段階からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、不登校になった要因を調査し、個別のケース会議を行い、児童生徒や保護者に対して、継続的・組織的支援を行っているところであります。

教育委員会でもこれらの児童生徒について、学校の取り組み状況を把握しており、必要に応じて指導主事がケース会議等に参加し、学校の取り組みを指導するとともに、必要な場合は適応指導教室や子育て支援課等関係機関へもつないでおります。

次に、2点目の起立性調節障害による不登校についてであります。学校からの報告では、診断されている児童生徒の報告はございません。しかし、個々の不登校の状況を見ますと、この疾患とよく似た状況の児童生徒もいます。本人は疾患と気づかずに登校できないことに悩み、保護者や周囲の大人も、怠けと勘違いしているケースがあるかもしれません。保護者や学校関係者が身体疾患であるということ

正しく理解することで、それが子供の安心につながり、症状軽減につながると言われております。

そのため、本疾患については、学校では既に一定の知識を持っておりますが、改めて本疾患について学校に周知し、児童生徒の支援に生かしてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

(なし)

○井神議長 引き続きまして、3番目の質問を願います。

○玉田議員 3番目に、空き地の雑草等の除去について、3点お聞きいたします。

和歌山県全体においても、空き家や空き地が原因で住民トラブルが発生するなどの問題があり、和歌山県景観条例が平成24年1月から施行され、ことしの3月には、那智勝浦町で条例に基づき空き家の撤去作業が行われました。

岩出市においても、さまざまな原因で住民トラブルが発生する場合がありますが、そこで1点目の空き地等の雑草による住民のトラブル及び現状についてお聞きします。

2点目に、解決方法についてお聞きします。

3点目に、重大な危険性がある場合の対応策として、代執行等を取り入れた条例改正の考えについてお聞きいたします。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 玉田議員ご質問の3番目、空き地の雑草等の除去について、まず1点目についてお答えいたします。

空き地等の雑草につきましては、岩出市あき地の雑草等の除去に関する条例及び同条例施行規則により、「あき地の所有者等は、当該あき地が危険状態にならないよう雑草等を除去し、常に適正な維持管理に努めなければならない。」と規定されております。

しかしながら、議員ご質問のとおり、一部の土地では所有者等による維持管理が十分されていないことにより、近隣住民から病害虫が発生している等の相談が市に寄せられております。

2点目の解決方法につきましては、条例に基づき、雑草が繁茂したまま放置され、住民の健康を害し、かつ、火災犯罪または病害虫発生の原因となるような状態であると確認された場合、空き地の所有者等に対し、文書による指導を行うとともに、

自己処理が困難な場合には、委託制度がある旨の助言を行う等により、市の美観や清潔な生活環境の保持に努めております。

平成27年度中に、雑草等除去通知を発した件数は225件で、そのうち192件が通知を受けて、所有者等により雑草等の除去が行われております。

3点目、条例に行政代執行等を取り入れた改正を行うことにつきましては、雑草除去に係る費用を所有者が支払えない場合、市がその費用を肩がわりする結果となること、あるいは私有財産に市が介入することが望ましいことなのかなど、問題も多いことから、現時点では行政代執行を取り入れることを考えておりません。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 今ご答弁いただきました。代執行の条例改正は、今のところ考えていないということで、市がどうしてもさまざまな手だてを加えながら、持ち主に対して通知を行い、対応していただくように努力していただいている。そういうことは非常にありがたいと思っていますし、ご理解もしております。

ただ、住宅街におきまして、例えば、部外者が簡単に入れるような建物、空き家があります。そこに雑草が生えますと、当然、不法投棄なりごみを投入されるおそれもあります。また、建物がある以上、やはり火災が発生すると大きな火が伴いますので、危険をさらに伴う場合もございます。

そういった場合に、当然、市側は持ち主に対して、当然要請・要望なり、いろいろなさまざまな対策をとっていただくのは、これはご理解しているんですが、ただ、中には、どうしてもしてくれない持ち主の方もございます。そういった場合、結局、誰に損害を与えるのか、近隣の住民の方がそのつらさに耐えなければならないという状況がずっと、不安がずっと続いてまいるという現状になります。

そういった場合、やはり行政側としても、代執行ではなくしても、何らかのそういった住民の財産、また生命を守る観点から、何らかの方法策を取り入れることが必要だと思うのですが、いま一度、そういった方法を考えていく姿勢があるのか、またお考えをお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

近隣の住民等が迷惑をしておる。どうしても雑草の除去をしていただけない場合、

何らかの実効性のある措置をとれないかというようなご質問であったと思いますが、先ほど申しましたように、行政代執行あるいは罰金を定めている自治体も全国の中にはございます。ただ、行政代執行あるいは罰金等を執行するために、基準が明確でないというような理由で、なかなか現実には執行まで至っていない場合が多いと。課題も多いというふうに聞いております。

本市といたしましては、現行の規定に基づき、文書による勧告・指導を行い、所有者等に面談が可能な場合は面談による指導を行い、強力に指導を行うということで、生活環境の保全維持に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の3番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。